

議案第八号

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十八年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

杉並区介護保険条例（平成十二年杉並区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。
第七条第二項第三号中「保健・福祉事業」を「保健福祉事業」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三 区の地域包括支援センターの適正な運営の確保に関すること。

四 区の介護施設等の整備に関する計画に関すること。

五 区の地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに関すること。

第八条第一項第一号中「八人」を「六人」に改め、同項第三号中「二人」を「三人」に改め、同項第五号中「七人」を「八人」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(提案理由)

介護保険法の改正に伴い、介護保険運営協議会の調査審議事項を追加する等の必要がある。

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料

新 条 例	旧 条 例
<p>(協議会の設置) 第七条 略</p> <p>2 協議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。 一及び二 略</p> <p>三 区の地域包括支援センターの適正な運営の確保に関すること。</p> <p>四 区の介護施設等の整備に関する計画に 関すること。</p> <p>五 区の地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに関すること。</p> <p>六 その他介護保険事業に関連する区の保健福祉事業 に関すること。</p> <p>3 略</p> <p>(協議会の組織)</p>	<p>(協議会の設置) 第七条 略</p> <p>2 協議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。 一及び二 略</p> <p>三 その他介護保険事業に関連する区の保健・福祉事業 に関すること。</p> <p>3 略</p> <p>(協議会の組織)</p>

第八条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員二十二人以内をもって組織する。

一 区民 六人以内

二 略

三 学識経験者 三人以内

四 略

五 福祉関係者 八人以内

2 略

第八条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員二十二人以内をもって組織する。

一 区民 八人以内

二 略

三 学識経験者 二人以内

四 略

五 福祉関係者 七人以内

2 略